

役員 の 研 修 に 関 す る 方 針

1. 新任取締役及び新任監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。以下同じ。）に対し、就任後2ヵ月以内を目途に、代表取締役社長又は総務部長が指名した役員又は従業員から以下の事項についての説明を実施します。
 - (1) 証券業界の動向
 - (2) 当社の歴史、経営理念、事業概要
 - (3) 当社の経営戦略、中期経営計画
 - (4) 当社の経営状態、財政状態
 - (5) 当社の企業統治体制、内部統制方針、組織運営体制
 - (6) その他当社に係る重要な事項

2. 新任取締役及び新任監査役の経験及び知見等に応じ、以下の内容に関する研修の機会の提供及び斡旋並びにそれに要する費用の支援を行います。
 - (1) 財務及び会計
 - (2) 会社法関連法令、コーポレートガバナンス
 - (3) コンプライアンス
 - (4) その他代表取締役社長又は総務部長が必要と認めた内容

3. 前各項に定めるものの他、取締役及び監査役として在任する期間中、各々の役割にとって必要な知識の継続的な更新を目的として、適切な研修の機会の提供及び斡旋並びにそれに要する費用の支援を行います。

制定：2021年6月8日